

# 令和8年度における 法人税関係の改正について

堀 佳菜子

## はじめに

令和8年度税制改正においては、物価高への対応の観点から、物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みを創設するほか、就業調整に対応するとともに、中低所得者に配慮しつつ、所得税の課税最低限を178万円まで特例的に先取りして引き上げることとされ、「強い経済」の実現に向けた対応として、大胆な設備投資の促進に向けた税制措置を創設するほか、租税特別措置等の適正化の観点から、賃上げ促進税制の見直しや研究開発税制の強化等を行うこととされ、税負担の公平性を確保する観点から、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し等を行うこととされ、自動車関係諸税について、自動車税等の環境性能割の廃止や軽油引取税の当分の間税率の廃止等を行うこととされ、また、国際観光旅客税の税率の引上げや防衛特別所得税の創設等を行うこととされ、関係法令の改正が行われた。

このうち法人税法関係（国際課税関係を除く。）の改正では、関連者間取引に係る書類の整理保存の特例の創設、貸倒引当金の繰入事由の見直し、転用資産等の償却費の計算の整備等の改正が行われ、租税特別措置法等の改正では、重点産業技術試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度及び特定生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度の創設等が行われる一方で、倉庫用建物等の割増償却制度の廃止、給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度（賃上げ促進税制）の改正等、既存の租税特別措置の整理合理化が行われた。

法人税法及び租税特別措置法等の改正を含む「所得税法等の一部を改正する法律」は、去る3月31日に参議院本会議で可決・成立し、同日に令和8年法律第12号として公布された。

## I 法人税法の改正

### 一 関連者間取引に係る書類の整理保存の特例の創設

#### (1) 青色申告法人が関連者間取引を行った場合の関連者間取引に係る書類の整理保存の特例

① 関連者間取引に係る書類の整理保存が必要となるのは、対象法人が対象取引を行った場合において、その対象取引に係る対象書類に、対象取引の区分に応じた対象事項の記載又は記録がないときとされている。対象法